十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行された地方債に係る元利償還金	五　地方税減収補塡債	地方税の減収額
2　平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行された地方債に係る元利償還金	五　地方税減収補塡債	地方税の減収額

［(1)～(16)　略］

(17)　平成二十八年度補正予算債

ア　公共事業等及び一般補助施設整備等事業（平成二十八年度一般会計補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係るものに限る。）並びに熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度都道府県八十・〇%分」という。）

イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度都道府県六十・〇%分」という。）

ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度都道府県五十・〇%分」という。）

［削る］

［(1)～(16)　同上］

［新設］

(17)　平成七年度減収補塡債